

## 適正なガス取引についての指針（改定案）に対する意見公募の結果について

令和8年4月10日

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課  
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室  
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課

令和8年3月2日から令和8年3月31日にかけて、「適正なガス取引についての指針（改定案）」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

### 1. 実施方法

- (1) 公募期間 : 令和8年3月2日～令和8年3月31日
- (2) 告知方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページ
- (3) 意見提出方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、  
郵送、電子メール

### 2. 意見公募の結果

- (1) 提出意見数 : 2件（うち本件に係る意見 : 1件）
- (2) 御意見の内容と御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

※なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、寄せられた御意見は整理又は要約しています。

### 3. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局取引監視課  
住 所 : 〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1  
電 話 : 03-3501-1552

## 適正なガス取引についての指針（改定案）に対する御意見及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・意見内容 開栓作業を小売事業者が個別に担う現行の枠組みを見直し、導管部門の一般負担として実施する方向で検討いただきたい。</p> <p>・理由 ガス事業環境整備ワーキンググループにおいても指摘があったとおり、開栓作業を担う事業者が費用を十分に回収できず、一方的に負担を強いられる仕組みは適切ではない。</p> <p>さらに、定期保安のように年間計画の中で要員配置を調整しやすい業務と異なり、開栓作業は需要家の希望が特定時期（週末や引越しシーズンなど）に集中する特性がある。このため、各小売事業者がピーク時に対応できるだけの要員を個別に確保することは極めて非効率である。</p> <p>労働力不足が深刻化する中、都市ガス業界全体としてのコスト効率化を図るためにも、開栓出向作業に係る人的リソースを業界内で共有できる仕組みに転換することが望ましい。</p> <p>以上から、開栓作業については小売事業者の特定負担ではなく、託送事業者による一般負担へ見直すことが必要である。</p>	<p>開栓業務については、需要家との関係なども踏まえて小売事業者の業務として位置付けられたものであり、小売事業者が必要な負担をすべきものと認識をしております。</p> <p>なお、制度変更の必要性については、第7回制度設計・監視専門会合において、「開栓期間短縮のための制度変更等を行う場合、それに伴う投資が発生するなどして、最終的に需要家の負担が増加する可能性もあるところ、制度変更等を行う必要があるかについては、より広範にガス小売事業者間の競争を評価した上で判断すべきである。」とされています。</p>

※ なお本意見募集とは直接関係のない御意見（1件）に対して、当省の考え方は示しませんが、承っております。